超人スポーツ協会定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 本会は、超人スポーツ協会(以下「本会」という。)と称する。
- 2 本会の英語での表記は Superhuman Sports Society とする。

(事務所所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 本会は、身体とテクノロジーの融合により誰もが身体的制約・空間的制約を超えて楽しむことができる「人機一体」の新たなスポーツとして「超人スポーツ」を提唱し、その開発及び普及、関連技術及び関連産業の発展を促すことにより、科学技術、文化、社会及び経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 一 超人スポーツに関する技術及び競技の開発
- 二 超人スポーツに関する大会の実施
- 三 超人スポーツの普及啓発
- 四 前各号に関する課題の整理、検討及び提言
- 五 その他前各号に付帯し又は関連する事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- 一 理事会員 設立時代表理事、及び本会の事業を主体的に運営することを目的として入 会した法人又は個人
- 二 一般会員 本会の事業に参加するために入会し本会の運営に参画する法人又は個人
- 三 特別会員 代表理事が委嘱した有識者
- 四 賛助会員 本会の事業を賛助するため本会に入会した法人又は個人
- **2** 賛助会員については、理事会の定めるところにより、さらにその内の種別を設けることができる。

(入会)

第6条 本会の目的に賛同し、入会しようとする者は、本会所定の様式による申込をし、 代表理事の承認を得なければならない。

(会費)

- **第7条** 会員は、その種別に応じ、細則に定める金額の年会費を本会に納入しなければならない。ただし、設立時代表理事及び特別会員はこの限りではない。
- 2 事業年度の途中に本会に入会した会員は、入会後 1 カ月以内に年会費を納めるものと する。
- 3 本会は、中途退会その他如何なる場合においても受領した年会費を返還する義務を負わないものとする。

(会員の基本的権利及び義務)

- **第8条** 総会において理事会員は各 10 個の議決権を有し、一般会員は各 1 個の議決権を有する。ただし特別会員及び賛助会員は総会における議決権を有さない。
- 2 会員は、本会の事業に参加すること及び本会の事業成果に関する情報の提供を受けることができる。
- 3 会員は、この定款並びに総会及び理事会の決議その他本会の定めを遵守しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、本会の会員の資格を喪失する。
- 一 退会届の提出をしたとき。
- 二 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- 三 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。
- 四除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、本会所定の様式の退会届を原則として退会の 1 カ月前までに提出して届け出ることにより、本会から退会することができる。

(除名)

- **第11条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名 することができる。
- 一 会費を支払わなかったときその他この定款に違反したとき。

- 二 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の総会の決議は、出席した総会構成員の議決権の三分の二以上にあたる多数をもって行わなければならない。

第3章 役員及び事務局

(種別及び定数)

第12条 本会には、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上
- 二 監事 1名以上
- 2 理事のうち若干名を代表理事とする。
- 3 代表理事が対外的に共同代表という呼称を用いることを妨げない。

(選任)

- **第13条** 理事会員は理事となる個人を推挙し、総会における承認をもってこれを理事とする。
- 2 代表理事は理事の互選により選定する。
- 3 代表理事は必要に応じて特別会員から理事となるものを理事会に推薦し、理事会における承認をもってこれを理事とすることができる。

(職務)

- 第14条 代表理事は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 理事は、理事会を構成し、この定款並びに総会及び理事会の決議に基づき、本会の業務 を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
- 一 理事の職務の執行を監査すること。
- 二 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査すること。
- 三 前号の規定による監査の結果、本会の財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、理事会を招集すること。

(任期)

- 第15条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その職務を 行わなければならない。

3 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期の満了する時までとする。

(事務局)

- 第16条 本会の事務処理のため事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長及び事務局員は、代表理事が任命する。

第4章 総会

(構成)

第17条 総会は、理事会員及び一般会員をもって構成する。

(開催)

- 第18条 総会は、定時総会を年一回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。
- 2 総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(定足数)

- 第19条 総会は、総議決権の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 2 総会に出席ができない総会構成員は、総会の議長又は他の出席総会構成員に代理人としてその議決権行使を委任することができる。この場合において、当該総会構成員は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
- 3 前項の規定により議決権を行使した総会構成員は、本条第1項、第11条第2項、及び第 21条の適用においては、 出席したものとみなす。

(議長)

第20条 総会の議長は、代表理事のうち一人が務める。

(議決)

- **第21条** 総会の議事は、出席した総会構成員の議決権の過半数をもって決するものとする。 2 総会は、次の事項を決議する。
- 一 定款の変更
- 二 役員の選任
- 三 会員の除名
- 四 本会の解散
- 五 その他本会の運営に関して重要な事項

(テレビ会議又は電話会議による総会の開催)

第22条 総会は、電子メール、テレビ会議又は電話会議の方法を用いて開催することができる。

(議事録)

第23条 総会の議事については議事録を作成し、議長及び出席した理事は、議事録に記名 押印する。

第5章 理事会

(開催)

第24条 理事会は、第14条第3項第四号に該当する場合を除き、代表理事が招集する。

2 理事会は、必要に応じて、電子メール、テレビ会議又は電話会議の方法により開催する ことができる。

(権限等)

第25条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 本会の細則の制定及び改正、事業計画及び収支予算の策定その他の本会の業務執行の 決定
- 二 理事の職務執行の監督
- 三 代表理事の選任及び解職
- 四 顧問の任命
- 五 重要な財産の処分その他の重要な業務執行の決定
- 2 理事会は、本会の事業報告及び決算を、毎事業年度終了後、監事の監査を受けて承認しなければならない。
- 3 理事会は、本会の運営に関して重要な事項について総会に提案し、また代表理事が必要 と認めた事項について議決する。

(議長)

第26条 理事会の議長は、代表理事が理事の中から指名する。

(議事録)

第27条 理事会の議事については議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、議事録 に記名押印する。 (議決)

第28条 理事会において理事は各 1 個の議決権を有し、理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決する。

第6章 計算

(事業年度)

第29条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までの年1期とする。

(剰余金の分配の禁止)

第30条 本会の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第31条 本会が精算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団 法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、学校法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(委任)

第32条 この定款に定めるもののほか本会の運営上必要な事項は、理事会の決議により別に定めることとする。

(最初の事業年度)

第33条 本会の最初の事業年度は、本会設立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時代表理事)

第34条 本会の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 稲見昌彦、中村伊知哉、曆本純一

以上、超人スポーツ協会設立のため、設立時代表理事稲見昌彦、同中村伊知哉、同暦本純 一は、本定款を作成し、これに署名する。

平成 27 年 6 月 2 日

設立時代表理事 稲見 昌彦

設立時代表理事 中村 伊知哉

設立時代表理事 曆本 純一